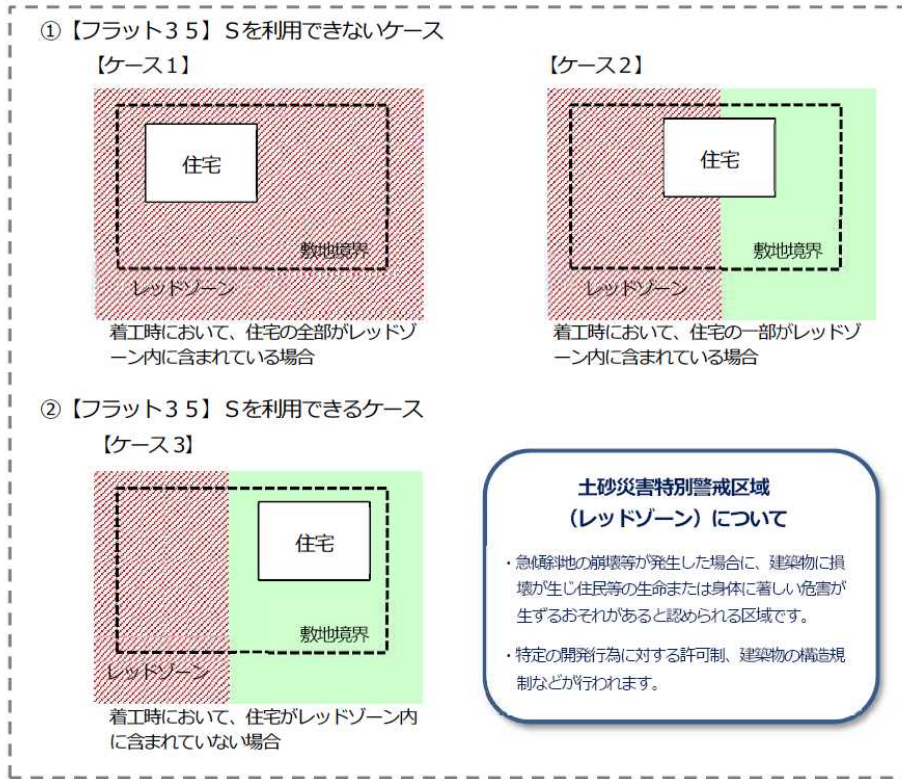


3. 基準の変更概要（追加要件）

土砂災害特別警戒区域に係る判断基準

検査対象住宅の一部又は全部が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に含まれる場合は、【フラット35】Sを利用出来ません。（【フラット35】は利用できます。）

本要件に係る判断基準は次の通り



4. F-2Web の書式の追加について

F-2Web の書式追加は 9 月 27 日に行う予定です。

【利用上の注意点】

- ・ 新規作成する場合
10 月 1 日以降は初期表示が新書式になりますが、それまでは旧書式が表示されますので、新書式を希望される場合は、基本情報から切り替えが必要です。¹
- ・ 過去物件を引用する場合。
10 月 1 日以降も初期表示が旧書式になりますので、基本情報から切り替えをお願いします。¹

1：基本情報の「申請フォーマット」欄 で書式改正年月日を指定してください。



（当社ホームページからダウンロード可能な書類も 9 月 27 日から変更する予定です）

以上